

平成27年2月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成27年度当初予算等関係)

未来づくり推進局

\*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は前年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成27年2月定例会議案説明資料目次

未来づくり推進局

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表) 企画課 広報課 県民課 鳥取力創造課	1 2 6 14 16
	2 歳入歳出事項別明細書		28
	3 節の明細		30
	4 債務負担行為に関する調書	鳥取力創造課ほか	31
第34号	鳥取県行政手続条例の一部改正について	県民課	33
第40号	鳥取県附属機関条例の一部改正等について	企画課	43

当初予算説明資料総括表

未来づくり推進局(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
企画課	394,317	383,216	11,101			17	394,300	
広報課	330,771	337,955	△ 7,184			174	330,597	
県民課	33,520	32,586	934			1,534	31,986	
鳥取力創造課	154,794	140,205	14,589			131,729	23,065	
合計	913,402	893,962	19,440			133,454	779,948	

未来づくり推進局予算等編成のポイント

ポイント1

県民とともに取り組む「地方創生」

- 地方創生総合戦略の策定
- 未来づくり推進本部の運営
- 関西広域連合・中国知事会・近畿ブロック知事会等による広域連携

ポイント2

未来に向けたパートナー県政の推進

- とっとり県民活動活性化センターの拠点機能の充実強化
- 鳥取力創造運動推進事業（ネットワーク組織の運営に対する支援を新設）
- 協働提案・連携推進事業（官民協働による地域課題解決）
- 鳥取県民参画基本条例を生かした県民参画の推進

ポイント3

広報・広聴機能の充実

- とっとり情報発信費（マスメディアを有効に活用した「とっとり情報」の発信）
- 様々な広聴手法の実施（県民の声、パブリックコメント、県政参画電子アンケート等）

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

企画課 (内線: 7650)

1目 一般管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	324,112	316,388	7,724				324,112	
事業内容の説明								
一般職の職員(47名)の人件費								
未来づくり推進局管理運営費	8,269	8,263	6			(雑入) 10	8,259	
トータルコスト	35,447千円 (前年度35,350千円) [正職員: 3.5人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	各部局との連絡調整、未来づくり推進局の予算・決算事務、議会調整事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 連絡調整業務に要する経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来づくり推進局及び各部局との連絡調整経費 5,800千円</li> <li>・ 非常勤職員人件費 2,469千円</li> </ul>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

企画課（内線：7132）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知事会等負担金	46,726	46,387	339				46,726	
トータルコスト	129,035千円（前年度136,159千円）[正職員：10.6人]							
主な業務内容	各種知事会等への参画・運営、負担金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	国の協力が必要な事業や地域の実情に即した施策の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>全国知事会をはじめとする各種知事会議等の構成団体として、他の都道府県等との連携強化を進め、行政ニーズの広域化への対応や国の施策等に対して意見を述べるなどの提案・要望活動等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合、近畿ブロック知事会等が実施する事務に対し、構成団体としての負担金（分賦金）を支出する。</p>								
（単位：千円（ ）内は前年度予算）								
区 分	予算額	内 容						
全国知事会	(7,898) 7,898	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の都道府県知事で組織</li> <li>・国の施策に対し、都道府県が一致して地方の立場で意見を述べる等の活動を実施</li> </ul>						
中国地方知事会	(1,282) 1,282	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国5県の知事で組織</li> <li>・中国地方の共通する課題等について連携し取り組むとともに国の施策に対し、共同で意見を述べる等の活動を実施</li> <li>・8つの部会を設置し、広域行政ニーズに対応</li> </ul>						
関西広域連合	(23,227) 23,556	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西の2府5県4政令市で組織</li> <li>・行政ニーズの広域化への対応やスリムで効率的な行政体制の構築を目指し、広域観光・文化振興等7分野の事務を実施</li> <li>・鳥取県は7分野のうち、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療の3分野に参加</li> </ul>						
近畿ブロック知事会	(250) 250	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿ブロック7府県及び三重、徳島、鳥取の知事で組織</li> <li>・構成府県の共通する課題等について議論し、緊急アピールや提言等の活動を実施</li> </ul>						
関西地域振興財団	(1,750) 1,750	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西地域の広域課題解決と新たな関西の創造に資する事業等を実施</li> <li>・鳥取県は関西地域に係る地域振興事業（国際観光事業、文化振興事業、情報発信事業）に参加</li> </ul>						
分権型政策制度研究センター	(400) 400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨に賛同する地方公共団体（岩手、富山、滋賀、京都、鳥取、岡山、広島、佐賀、長岡市）及び有識者で組織</li> <li>・国の施策に対する提言及びテーマに沿った研究会等を実施</li> </ul>						
日本海沿岸地帯振興連盟	(600) 600	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海沿岸の12府県で組織</li> <li>・国の施策に対し、提案・要望等の活動、合同勉強会等を実施</li> </ul>						
(新)人口減少に立ち向かう自治体連合	(0) 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国198自治体で組織（鳥取、三重、高知、195市町村）</li> <li>・地域人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定等の支援を実施</li> </ul>						
その他経費	(10,980) 10,980	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣県知事会議、中四国サミット、ふるさと知事ネットワーク等の活動に要する経費等</li> </ul>						

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

企画課（内線：7651）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政推進費	5,732	5,576	156			(雑入) 7	5,725	
トータルコスト	49,993千円（前年度 49,688千円）〔正職員：5.7人 非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	県政全般の施策や取り組みを統轄・推進							
工程表の政策目標(指標)	「みんなでやらいや未来づくり」のアジェンダ・政策項目の実現、部局横断的な県政の重要施策の効果的な推進、将来ビジョンの実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生に向けた取組の推進</li> <li>・県政全般の政策・施策・取組等の統轄・推進</li> <li>・部局をまたがる県政の重要課題への対応や、部局を超えた職員による政策検討の実施</li> <li>・市町村と意見交換を実施し、県と市町村の課題の共有による本県の未来づくりの推進</li> </ul> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生総合戦略の策定</li> <li>・未来づくり推進本部を中心とした部局横断的なプロジェクトの検討</li> <li>・鳥取県の将来ビジョンの進捗管理、取組の推進</li> <li>・アジェンダ・政策項目の進捗管理、取組の推進</li> <li>・行政懇談会を開催し、市町村の抱える課題等について意見交換を実施</li> </ul>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

企画課（内線：7651）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政顧問等会議費	3,833	3,957	△124				3,833	

トータルコスト 4,610千円（前年度4,731千円）[正職員：0.1人]

主な業務内容 県政顧問、県政アドバイザースタッフ等の設置

工程表の政策目標(指標) 県民とともに創る未来づくりの推進

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

有識者等による意見を県政に反映させるため、以下の制度を設置。

(1) 県政顧問

県政の重要事項(分野)に関する「大きな方向性」に対し、幅広い「大局的見地から」助言、提言をいただく県政顧問を置くもの。

(2) 県政アドバイザースタッフ

県政の諸課題に関する「個別具体的な取組み」に対し、「専門的見地から」助言、協力等をいただく県政アドバイザースタッフを置くもの。

各部局からの要請、ニーズに応じ、講演会講師等に招聘するなど、全庁的な活用により、迅速かつ柔軟な課題解決に取り組む。

(3) 附属機関

パートナー県政推進会議・・・鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、県政への県民意見の反映や、県民と県政との協働のあり方を検討するもの。

総合教育会議・・・「教育振興基本大綱」の策定及び「教育振興プラン」の締結と効果的な施策、知事部局と教育委員会との連携強化に向けて検討するもの。

2 主な事業内容

区 分	【設置根拠】
県政顧問	鳥取県県政顧問設置規則
アドバイザースタッフ	県政アドバイザースタッフ設置要綱
パートナー県政推進会議	鳥取県附属機関条例
総合教育会議	

政策研究費	5,645	2,645	3,000				5,645	
-------	-------	-------	-------	--	--	--	-------	--

トータルコスト 5,645千円（前年度2,645千円）[正職員：0.0人]

主な業務内容 政策課題の調査研究、関係課との調整等

工程表の政策目標(指標) 重要施策に係る関係者の連携強化

事業内容の説明

年度途中に発生した緊急の政策課題について、機動的な調査、検討を行うための経費である。

（単位：千円）

区 分	予算額	内容
政策課題情報収集	4,000	政策課題研究 ・調査委託（委託料） ・訪問調査、有識者ヒアリング等（旅費、謝金）
その他諸費	1,645	事務費等
合 計	5,645	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広報課（内線：7097）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	74,717	80,235	△5,518				74,717	
トータルコスト	87,141千円（前年度 92,117千円）〔正職員：1.6人〕							
主な業務内容	委託業者選定・契約、情報発信内容調整等							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施</li> <li>・流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図る</li> </ul>							

事業内容の説明

1 事業の目的

全国における本県の認知度・好感度向上のための情報発信の継続的強化を図り、イメージアップ・観光誘客・県民の誇り醸成等に繋げるため、マスメディア等を有効に活用した県外への「とっとり情報」の発信を展開する。

2 主な事業内容

単位：千円、（ ）内は前年度予算額

区 分	事業内容	予算額
通年メディア枠活用型 情報発信	年度当初から情報発信を行うため、公募型プロポーザルにより年間の放送時間・掲載枠を有利に確保し、首都圏を中心にスケールメリットを生かした情報発信を展開 ※債務負担行為（平成26年11月補正）により着手済み	(20,000) 20,000
フットワーク型情報発信	重点テーマやその他の素材を中心に組み合わせながら、効果的な情報発信をタイムリーかつ強力で全国展開 <情報発信の例> ・マスメディアを活用した情報発信 ・著名人のイベント招聘 <情報発信テーマ> ○重点テーマ ・観光・食材の魅力発信 ・魅力ある移住定住先としての知名度向上 ・近くなった鳥取（鳥取自動車道全線開通、山陰道区間開通、航空便利用による旅の魅力発信） ・山陰海岸ジオパーク ・まんが王国	(55,851) 50,151
マスメディア等招聘経費	テレビ番組プロデューサーやライターなど本県への視察招聘等を行い、番組内の企画で取り上げてもらう	(492) 492
【新】情報発信研修会	各所属情報発信担当者を対象として、県外へ効果的に情報発信するポイント等について有識者を招聘し、研修会を実施する。	(0) 182
標準事務費		(3,892) 3,892
合 計		(80,235) 74,717

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県外情報発信担当部局との連携を図りつつ民間有識者あるいは外部専門家の助言を参考にしながら、様々な切り口による情報発信を展開。
- ・視覚、聴覚双方に訴求し情報到達力の高いテレビによる情報発信を強力で推進している。
- ・各部局が実施する主要イベントへのメディア参加促進や集客誘因のため、PR会社の活用やメディア関係者とのコミュニケーション強化により事業効果の向上を図っている。



平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課 (内線：7097)

3目 広報費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報連絡協議会運営 支援事業	26,726	26,510	216				26,726	
トータルコスト	29,832千円 (前年度 29,606千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金の申請書審査・支払、市町村・民間との連絡調整、事務局運営の管理監督							
工程表の政策目標(指標)	県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県の魅力の県内外への情報発信や、県内関係機関の広報実務担当者の能力向上に取り組んでいる鳥取県広報連絡協議会の運営を支援するため、補助金を交付する。

2 主な事業内容

(1) ふるさと鳥取ファンクラブの運営

会員に本県の新鮮な情報を届け、会員と本県とのつながりを保持・強化することにより、県外会員を通じた本県への観光訪問の増加、県産品消費の拡大、移住定住の促進を図るとともに、県内会員のふるさとに対する自信と誇りを醸成する。

○会員数：6,331人(平成26年12月末現在)

○会費：普通会员 2千円(2年間)

特別会員 1万円(5年間)

ふるさと会員 ふるさと納税(1万円以上)(1年間)

○会員特典：『とっとりNOW』等による情報提供・交流会への参加

県内観光施設等の利用券交付・協賛店割引

(2) 県総合情報誌『とっとりNOW』の発行

本県の魅力を取材・編集した季刊誌を発行し、マスメディア関係者をはじめ、ふるさと鳥取ファンクラブ会員、県政顧問、とっとりふるさと大使等に配布し、本県魅力の発信を図る。一般向けに販売(309円(税込))も行う。

○発行回数：年4回

○仕様・規格：A4判36頁・オールカラー

○発行部数：毎号1万部

(3) 広報ワークショップの実施

会員(県、市町村、民間)等を対象に開催し、県内関係機関の広報実務担当者の能力の向上を図ることにより、情報発信の強化を図る。

(4) 写真ライブラリーの構築

県総合情報誌『とっとりNOW』の撮影・取材により蓄積されたデータ及び県から引き受けた写真素材等を広報連絡協議会のホームページ内に写真ライブラリー(名称：鳥取県撮れたて写真館)として設置する。

(参考) 鳥取県広報連絡協議会

・昭和32年11月設立

・会長：県未来づくり推進局長

・事務局：県未来づくり推進局広報課内

・専従職員：常勤職員1人、非常勤職員3人

・会員：県、市町村、民間有志

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7840)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
県政だより広報費	59,244	60,170	△926			(雑入) 10	59,234							
トータルコスト	80,986千円 (前年度81,839千円) [正職員:2.8人 非常勤職員:1.0人]													
主な業務内容	広報紙の編集・発行													
工程表の政策目標(指標)	県民が求める必要な情報を分かりやすい紙面で提供する													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県政や県内のさまざまな情報を県民に分かりやすく広報するための広報紙「とっとり県政だより」の制作・発行を行う。</p> <p>また、県政等の年間の動きを時系列で紹介する「県政の動き」をとりネットで配信する。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「県政だより」発行事業 (59,194千円)</td> <td>対象: 県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 210,000部 とりネットで公開 (HTML版、PDF版、電子書籍版)</td> </tr> <tr> <td>「県政の動き」発信事業 (50千円)</td> <td>1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	事業内容	「県政だより」発行事業 (59,194千円)	対象: 県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 210,000部 とりネットで公開 (HTML版、PDF版、電子書籍版)	「県政の動き」発信事業 (50千円)	1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。
事業名	事業内容													
「県政だより」発行事業 (59,194千円)	対象: 県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 210,000部 とりネットで公開 (HTML版、PDF版、電子書籍版)													
「県政の動き」発信事業 (50千円)	1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。													

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広報課(内線:7021)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新聞テレビ等委託広報費	127,796	128,118	△322				127,796	
トータルコスト	143,326千円(前年度143,596千円) [正職員:2.0人]							
主な業務内容	新聞・テレビ・ラジオ広告の制作、県政テレビ番組の企画・制作							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県政広報を効果的に進めるため、全庁の広報テーマを集約し、新聞、テレビ、ラジオ等各種広報媒体の特性に応じて計画的な県政情報発信を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円 ( )内は前年度予算額)

区分	内容	所要経費
1 新聞広告	(1) 施策広報(随時) 県の施策情報を全5段又は半5段で掲載する。 (2) 鳥取県からのお知らせ(毎月第2・4木曜日) 県の生活関連情報を全5段に複数項目を掲載する。 (日本海新聞、山陰中央新報)	(46,559) 45,946
2 県政テレビ	県の施策情報をわかりやすく紹介する。 (5分番組 年35回(手話・字幕入)) また、放映後の番組を番組ホームページで動画配信する。	(24,184) 25,121
3 県政特別番組	県の重要施策等を紹介する特別番組(30分番組)を制作・放送する。(年2テーマ うち1本は島根県との共同番組)	(3,948) 3,948
4 テレビスポット	県の施策情報を15秒(静止画)又は30秒(動画)で伝える。 (年14テーマ うち、島根県との共同実施 4テーマ)	(39,916) 39,594
5 ラジオスポット	県の施策情報を20秒で伝える。 (年17テーマ うち、島根県との共同実施 2テーマ)	(6,880) 6,880
6 メディア ミックス広報	広報効果をより高めるため、同一デザインの広告を新聞やテレビ(30秒動画)、ラジオ(20秒)等、複数の媒体で集中的に広報する(テーマ毎に媒体選択する)。(年3テーマ)	(2,743) 2,743
7 ペイドパブ 広報	情報番組等で、県政情報を発信する。(年3テーマ)	(2,268) 1,944

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報関係連絡調整費	18,330	18,330	0			(雑入) 144	18,186	
トータルコスト	19,107千円(前年度19,104千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	各種取材、打合せ、研修会等開催事務等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要</p> <p>広報活動を効果的かつ効率的に行うために、各種行政情報の収集等を行う。</p> <p>(1) 通信社情報サービス利用(メール配信サービス、データベース等)</p> <p>時事通信社「官庁速報」掲載記事や各種行政情報を庁内LANのパソコンで閲覧できるよう時事通信社の「iJAMP」サービスや共同通信社の「47行政ジャーナル」サービスへ継続して加入する。</p> <p>(2) 県内外の各種会議、研修会、取材等への参加・開催</p> <p>広報活動に必要な各種会議等への参加・開催、資料作成、取材等を行う。</p> <p>(日常的に必要な事務費も含む)</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広 報 課 (内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
広告塔等活用広報事業	3,811	2,811	1,000				3,811	
トータルコスト	5,364千円 (前年度4,359千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	広告塔、電光掲示板への広報掲示等							
工程表の政策目標 (指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p><b>事業の目的・概要</b></p> <p>県が設置している広告塔及び電光掲示板にお知らせ等を掲示する。</p> <p>(1) 広告塔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所 … 県内4箇所(県庁構内(2面)、JR鳥取・倉吉・米子駅前(各4面))</li> <li>・ 所要経費 … 3,811千円(広告データデザイン作成、掲出作業)</li> </ul> <p>(2) 電光掲示板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所 … 県庁構内(2面は広告シート貼)</li> </ul>								
広報活動管理費	5,192	5,186	6			(雑入) 10	5,182	
トータルコスト	24,605千円 (前年度24,534千円) [正職員:2.5人 非常勤:1.0人]							
主な業務内容	知事定例記者会見の会場設営・運営、会見録の作成、県政記者室への資料提供に係る業務等							
工程表の政策目標 (指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p><b>事業の目的・概要</b></p> <p>県政記者室を通じたパブリシティ活動等を行う。</p> <p>(1) 県政記者室への資料提供、記者発表等</p> <p>庁内各所属から県政記者室へ提出される資料提供の確認及びホームページ公開作業等を行うほか、随時の記者会見の開催について県政記者室との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 知事定例記者会見</p> <p>会場設営準備、手話通訳者の配置、映像ライブ配信の実施運営、会見録のホームページ公開作業等を行う。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7755)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
インターネット広報費	11,319	12,868	△1,549				11,319	
トータルコスト	28,402千円(前年度29,894千円)・[正職員:2.2人]							
主な業務内容	県公式ホームページ「とりネット」の管理・運営							
工程表の政策目標(指標)	見やすく利用しやすいホームページをつくり、迅速に情報更新							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県公式ホームページ「とりネット」を活用して、県政情報等を迅速、的確に発信する。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
とりネット管理運営事業 (11,319千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CMS(※)の運営及び運用・研修・相談による各所属への指導・支援など</li> <li>・専門性の高い改修作業や庁内からの高度な相談への対応業務の外部委託</li> <li>・自動翻訳、音声読み上げサービスの利用</li> </ul>

(※) CMS

「コンテンツマネジメントシステム(Content Management System)」の略称で、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。デジタルコンテンツの管理を行うシステムの総称。鳥取県ではCMSを平成18年に導入し「とりネットCMS」として運営している。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広報課(内線:7755)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他 (雑入)	一般財源	
ソーシャルメディア利 活用事業	3,636	3,727	△91			10	3,626	

トータルコスト 8,295千円(前年度8,370千円) [正職員:0.6人 非常勤職員:1.0人]

主な業務内容 ユーチューブ、ツイッター等、ソーシャルメディアを活用した情報発信

工程表の政策目標(指標) 新しい手段を活用し、タイムリーに情報を発信

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内外への積極的な情報発信の実行と、県民と情報の共有を通じ、パートナー県政の実現を図ることを目的として、様々なソーシャルメディア(※)を活用した「とっとり」の情報発信を行う。

(※) ソーシャルメディア

今までのメディアと異なり双方向が特徴のメディア。ツイッターなどインターネットを利用して個人が情報発信することで利用者同士のつながりができ、発信された情報が広く拡散して影響力を持つようになっている。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
とっとり動画ちゃんねる 運営事業(3,426千円)	インターネット上(とりネット内)のポータルサイト「とっとり動画ちゃんねる」の運営。複数のチャンネルを設定し、職員が企画、取材、編集、出演する動画(番組)を定期的に配信する。(非常勤職員1名配置)
ソーシャルメディア利用 促進事業(210千円)	ソーシャルメディアの活用にあたり、リスク管理を図った上で、全庁的にソーシャルメディアを活用し、タイムリーに鳥取県の情報を発信することができるように研修を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・「とっとり動画ちゃんねる」では、話題性・ニュース性のある動画により県の魅力を発信している[アクセス数;933,217回(H26年4月~H27年1月)]。また、とっとり県民の日を若い世代のかたに知っていただくことを目的に鳥取県の魅力ある景色や歴史的資料等の映像と広報専門員が制作したオリジナル曲を合わせた音楽動画を作成し、より幅広く多くのかたに視聴していただけるよう取り組んだ。
- ・県職員を対象とした利用促進研修を行ったことにより、ソーシャルメディアを利用した情報発信に取り組む所属が増えている[ツイッター23所属、フェイスブック31所属(H27年1月現在)]。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7752)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
総合受付等運営費	9,842	10,829	△987			86	9,756	
トータルコスト	14,501千円(前年度18,568千円) [正職員:0.6人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	総合受付、県政情報提供、県庁見学							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	総合受付及び県民室情報コーナーの管理運営を行う。							
事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
広聴実施事業(パブリックコメント、県政参画電子アンケート・無作為抽出アンケート等、出前説明会)	16,356	11,953	4,403			7	16,349	
トータルコスト	27,227千円(前年度26,657千円) [正職員:1.4人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	庁内調整、意見聴取、県民説明、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民参画基本条例の理念の下、県民の参画による県政を推進							
事業内容の説明	<p>県政の様々な課題などについて県民の意向を確認し県政に反映するため、事前に登録していただいた会員の意見を聴取する県政参画電子アンケートの実施や広く県民の意見を聴取するパブリックコメントを実施するとともに、県職員が県民の集会等に出向いて県民の関心の高い県政課題などについて説明し、県民の意見を聴く出前説明会を実施する。</p> <p>[事業棚卸しによる改善点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間企業が実施しているアンケート実施能力向上研修を受講し、県民課が主体となって、全庁のアンケート等のサポート(設問のチェック・分析・手法のアドバイス等)を実施する。</li> <li>○ 電子アンケート会員について、現在会員の少ない60代以上の高齢層の会員増も含めて1,000人まで拡大し、より県民意見を反映することのできるアンケート体制とする。</li> </ul>							
事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
県民の声推進費	4,416	6,872	△2,456			11	4,405	
トータルコスト	31,594千円(前年度30,863千円) [正職員:3.5人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	提言等受付、庁内調整、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民参画基本条例の理念の下、県民の参画による県政を推進							
事業内容の説明	<p>県民から寄せられる県政に関する意見・提言等を「県民の声」として受けとめ、迅速に対応・公表するとともに、予算化や施策反映を行う。</p> <p>また、県及び職員に対する不当要求行為等に組織的に対応するため、庁内への助言・研修を行う。</p>							



平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7753)

4目 文書費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
情報公開・個人情報保護制度実施事業	1,093	1,091	2			230	863	
トータルコスト	20,506千円 (前年度 16,569千円) [正職員:2.5人]							
主な業務内容	開示請求受付、開示決定審査、審議会運営、各種制度の相談・協議・指導等							
工程表の政策目標(指標)	県民参画の基本となる県行政の情報公開を徹底							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>情報公開・個人情報保護・行政手続制度の運用により、透明性の高い県民に開かれた県政を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 情報公開・個人情報開示請求の受付、開示決定等。</p> <p>(2) 開示決定等への不服申立て等の審議。</p> <p>(3) 研修会の開催等による制度の周知徹底。</p>								

平成27年度 一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
1項 総務管理費  
3目 広報費

2款 総務費  
2項 企画費  
2目 計画調査費

県民課 (内線: 7848)  
鳥取力創造課 (内線: 7071)  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
協働提案・連携推進事業	県民課	1,813	1,841	△28			(繰入金) 1,200	613
	鳥取力創造課	18,245	16,270	1,975			(繰入金) 16,000	2,245
	計	20,058	18,111	1,947			17,200	2,858
トータルコスト	38,694千円 (前年度 32,041千円) [正職員: 2.4人役] (内訳: 県民課 11,131千円 [正職員: 1.2人役] 鳥取力創造課 27,563千円 [正職員: 1.2人役])							
主な業務内容	事業実施に係る提案募集、審査会の運営、研修の実施、各種調整、委託事務の実施							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

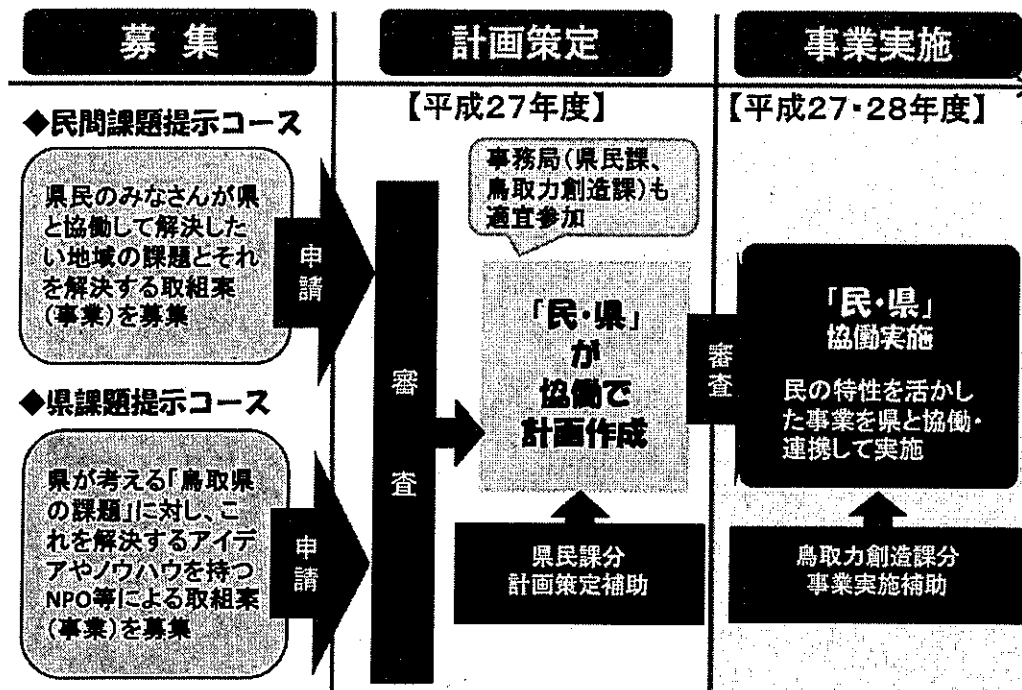
1 事業の目的・概要

- ・地域課題解決のため、「民」と「官」が協働で実施することが適当な事業について、計画から実施までを民間主導のもと官民協働により実施するために必要な経費を支援し、県民参画及び協働のモデルを創出する。
- ・平成26年度から、県民から地域課題を募集する「民間課題提示コース」に加え、県が民間団体と協働で行いたい県政課題について募集する「県課題提示コース」を創設している。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
協働提案・連携推進事業 (計画策定補助) 【県民課実施】	(1,841) 1,813	県との協働により主導的に地域課題解決に取り組む団体に対し、具体事業を募集し、採択された事業の実施計画の策定に係る経費を支援する。 ○補助金額: 上限300千円 (補助率10/10) 4件 審査に係る経費: 613千円 ○実施時期: 平成27年度
協働提案・連携推進事業 (事業実施補助) 【鳥取力創造課実施】	(16,270) 18,245	○上記事業により協働で策定された計画の実行可能性等を審査し、採択された事業の実施経費を支援する。(事業実施期間は2ヵ年) ・平成26・27年度事業分 (債務負担行為) 補助金額: 上限2,000千円 (補助率10/10)、4件 ・平成27・28年度事業分 (債務負担行為) 補助金額: 上限2,000千円 (補助率10/10)、4件 審査に係る経費: 412千円 ○協働に関する理解を深める研修を実施する。 ・平成25・26年度事業分 事業効果検証 (2回) に係る経費: 275千円 ・平成26・27年度事業分 事業振り返り研修 (1回) に係る経費: 232千円 ・平成27・28年度事業分 基礎研修 (1回)、アドバイス研修 (団体毎に4回分) に係る経費: 1,156千円 ○標準事務費: 170千円
計	(18,111) 20,058	



### 3 これまでの取組状況、改善点

#### ○取組状況

平成26・27年度事業においては、11件の応募に対し、下記4件を採択。平成26年度末までに計画策定が終了し、事業実施補助のための審査会を開催する見込み。

(1団体は平成26年10月に計画策定が終了し、事業実施中)

#### [平成26・27年度事業採択団体]

区分	団体名	事業概要
民間課題提示コース	市民エネルギーとっとり	【参加型地域エネルギーと一次産業振興】 一次産業の現場に再生可能エネルギーを導入し、地域の価値（エネルギー、農産物、お金）を地域内に循環させる仕組みづくりを行う。
	公益財団法人鳥取民藝美術館	【鳥取の至宝「吉田璋也」を活用した民芸振興】 民芸の巨匠「吉田璋也」の手法を基本に据えて、木工、家具、陶芸、竹工などの手仕事地場産業の再構築を図り、この分野の市場開拓を進める。 (※平成26年10月24日審査会で事業実施補助採択)
県課題提示コース	特定非営利活動法人地域スポーツ推進協会	【子どもの体力向上プロジェクト〈児童生徒の体力向上推進〉】 幼児期は神経の発達期であり、幼児期からの体力の実態調査に取り組み、体力向上に向けた課題把握とその具体的解決策を構築する。
	若葉台木もれ陽プロジェクト	【若葉台里山再生プロジェクト〈木質バイオマスを活用した地域活性化〉】 里山整備に伴い発生する伐採木（木質バイオマス）のエネルギー利用の普及促進と地域利用の実践を通じて、地域コミュニティの活性化を図る。

#### ○改善点

平成25年度採択事業（3事業）の成果の出る平成27年度より事業の効果検証を実施し、平成26年度採択事業の成果検証と合わせ、今後の事業のあり方の検討に役立てる。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7070）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
NPO活動基盤支援事業	1,679	2,079	△400				1,679	
トータルコスト	23,421千円（前年度 25,296千円）[正職員：2.8人]							
主な業務内容	設立認証・認定・条例個別指定、指導監督、内閣府・関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	様々な活動・力をつなげ、結集して、持続可能で、魅力あふれる地域を創る。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内の特定非営利活動法人（NPO法人）に対し、特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用を図るために必要な支援を行うとともに、非営利公益活動の促進を図る。								
2 主な事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区 分	予算額	内 容						
NPO法施行事務	1,579	○ NPO法等に基づくNPO法人の設立認証・認定・仮認定・条例個別指定及び監督 ○ NPO法人設立の手引き、マニュアル等の改訂						
NPO法人設立説明会	50	NPO法人制度及び法人設立・運営に係る説明会を実施する。						
NPO支援情報の収集	50	日本NPOセンターの会員となり、NPO支援情報の収集及び県内外NPO等との交流を行う。						
計	1,679							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7070)

1目 企画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取・島根広域連携協働事業	1,379	2,449	△1,070				1,379	
トータルコスト	4,485千円 (前年度5,545千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	事業実施に係る各種調整、提案募集、審査会の運営、研修の実施							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取・島根両県共通の地域課題に対して、NPO等の発想力と実行力を生かした事業提案を基に、両県のNPO等と行政が連携して協働事業を実施し、その解決を図る。

また、この取組を通し、両県の行政・民間の相互間の連携を促進し、県境を越えたネットワークの拡大と官民協働の地域づくりを促進する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予 算	内 容
鳥取・島根広域連携協働事業助成	1,000	<p>「鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決」をテーマとする両県のNPO等と行政が連携して行う協働事業の提案を募集し、選考の上、当該事業に対して助成する。</p> <p>(1) 応募の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両県共通の地域課題の解決に資する提案であること</li> <li>・両県の団体(NPO法人又は住民グループ)の共同体からの提案であること</li> <li>・両県の事業担当課と事前に協議し、双方で合意形成が図られた提案であること</li> </ul> <p>(2) 事業採択</p> <p>選考は、両県の審査委員による公開審査(プレゼンテーションあり)で行い、事業を採択(1事業)</p> <p>(3) 助成額と予算の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に必要な経費に対し200万円を上限に助成(各県100万円ずつ)</li> <li>・予算執行は提案に係る事業担当課が実施</li> </ul>
審査会等経費	129	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両県合同説明会</li> <li>・提案を選考する審査会</li> <li>・募集チラシ作成 ほか</li> </ul>
標準事務費	250	
計	1,379	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費  
2 項 企画費  
2 目 計画調査費

鳥取力創造課 (内線: 7248)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取力創造運動推進事業	54,612	50,129	4,483			(財産収入) 30,367 (基金繰入金) 17,570	6,675	
トータルコスト	77,907千円(前年度73,346千円) [正職員: 3.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委員会運営、広報・PR活動、基金管理							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「みんなで やらいや 未来づくり」パートナー県政の実現に向け、県民、NPO、住民団体、事業者などの様々な主体が連携し、地域の特性を活かした魅力ある地域づくりに取り組む活動の支援や機運醸成、ネットワークづくり及び人材育成などに取り組み、活力ある地域の創造を図る。

2 主な事業内容

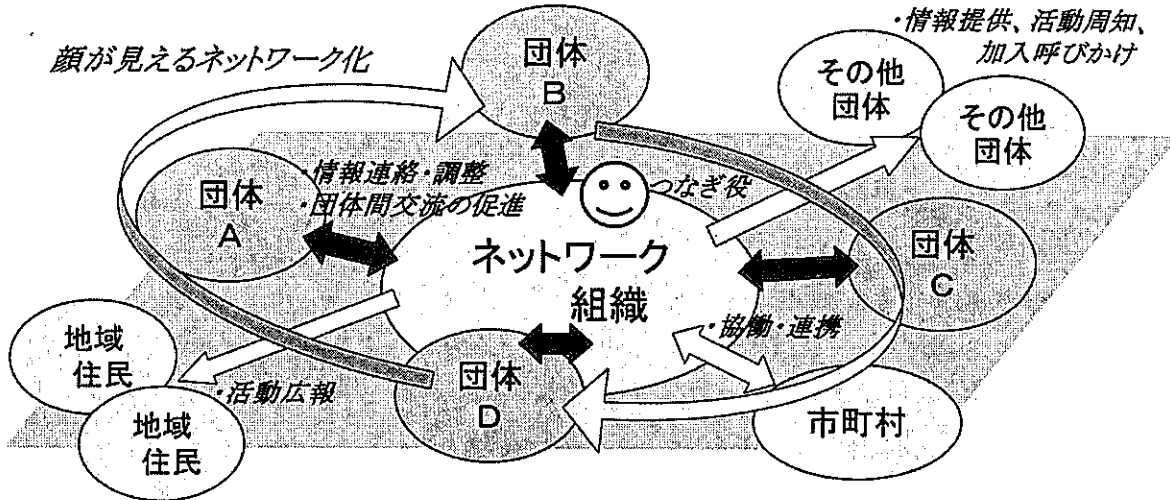
(1) 活動のサポート (鳥取力創造運動支援補助金)

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
スタートアップ型 (新規分)	(7,000) 7,000	地域づくり活動に意欲のある団体が行う、新たな一歩を踏み出す取組、これまでの取組の拡充、試行的に行う取組に対し支援 ・補助金額: 上限10万円(補助率10/10)、70件程度
スタートアップ型 (継続分)	(2,000) 3,500	地域づくり活動を継続的に実施する団体がこれまでの取組に工夫を加えて継続する取組に対し支援(過去スタートアップ型の補助を受けた取組が対象) ・補助金額: 上限10万円(補助率3/4)、35件程度
ステップアップ型	(4,500) 3,000	過去にスタートアップ型(継続)の補助を受けて実施した取組で、事業を中・長期的に継続・拡大していくための取組に対し支援(事業に必要なハード整備費を対象とする) ・補助金額: 上限30万円(補助率3/4)、10件程度
発展型	(8,000) 8,000	地域づくり活動に意欲のある団体がこれまでの活動を発展させる取組で、他のモデルとなり地域の活性化に寄与する活動に対し支援(事業に必要なハード整備費を対象とする) ・補助金額: 上限100万円(補助率3/4)、8件程度
ネットワーク型	(8,000) 8,000	複数の活動団体が協力・連携(ネットワーク化)して新たな成果を生み出す事業に対し支援(事業に必要なハード整備費を対象とする) ・補助金額: 上限200万円(補助率3/4)、4件程度
【新規】 みんなですすめる 鳥取力! 支援事業 (仮称)	(0) 6,000	市町村等一定の地域範囲をカバーし、域内の団体活動をサポートし盛り上げる団体(ネットワーク組織)の結成・運営を支援 ア 対象事業(ネットワーク組織で想定する業務): ・地域情報の収集、集約及び発信(団体基礎情報、イベント情報のデータベース化、ホームページ整備) ・地域づくりに係る勉強会の開催 ・地域内団体相互の情報交換・交流(相談への対応、団体間のつなぎ役、活動発表会、交流会の実施) イ 補助対象経費: 活動費及び人件費(一部) ウ 補助金額: 上限200万円/年(定額補助)、3件程度 エ 事業期間: 3年間(平成27年度~29年度 債務負担行為)
【廃止】 発展型(市町村連携コース) ネットワーク型(市町村連携コース)	(4,510) 0	平成26年度で終了 (みんなですすめる鳥取力! 支援事業(仮称)実施により、より厚みのある地域づくり活動の促進を支援する)
計	(34,010) 35,500	

※一つの団体が同一区分で受けられる補助金は1回限り

<ネットワーク組織のイメージ>



(2) 鳥取力創造運動推進委員会 (単位：千円)

区分	予算額	内 容
鳥取力創造運動推進委員会	(1,268) 1,437	鳥取力創造運動の推進に関する事項について総合的に審議 ・鳥取力実践向上のための助言 ・鳥取力創造運動支援補助金審査基準の設定、申請事業の審査 ・補助金採択事業に対する評価・助言 ・鳥取力創造運動活動表彰に係る応募事案の審査、表彰
計	(1,268) 1,437	

(3) ネットワークづくり・情報発信 (単位：千円)

区分	予算額	内 容
鳥取力サイトの運営（鳥取力実践団体登録制度）	(2,517) 713	鳥取力実践団体登録制度により登録された活動団体等による主体的なネットワークづくりを支援するとともに、各種情報発信を実施（サイト保守委託料） ・登録団体に係る活動状況のPR ・活動団体間の交流の場の設定 ・助成金情報等の配信
鳥取力創造運動PR	(3,084) 3,084	・マスコミとのタイアップによる活動団体と活動内容の発信 ・まちづくり事業を県で集約し、月1回程度まとめて報道機関等へ情報提供 ・情報誌等、各種メディアを活用したより効果的な情報発信
鳥取力創造まつり	(2,000) 3,570	鳥取力実践団体や県民の地域づくりに対する機運を醸成し盛り上げるイベントを開催 ・トークセッション（地域づくりに携わるパネリスト等による対談） ・分科会（テーマを設定し、実践事例を元に意見交換） ・活動団体による活動PRブースの設置、交流の場づくり 平成27年度は、新たに鳥取力創造まつり実行委員会（事務局：（一財）とっとり県民活動活性化センター）を立ち上げ、地域づくり関係者や関心を持つ県民に参画いただき、内容の充実と広範な主体の協働を推進する。 （実行委員会への開催経費等補助、補助率10/10）
計	(7,601) 7,367	

(4) 基金積立金・標準事務費 (単位：千円)

区分	予算額	内 容
基金積立金	(4,513) 6,877	・運用益の鳥取力創造運動推進基金への積み立て
標準事務費	(2,737) 3,431	
計	(7,250) 10,308	

### 3 これまでの取組状況、改善点

#### (1) 取組状況

- ・平成26年度は鳥取力創造運動支援補助金の対象事業130件を採択し、県内各所での新たな地域づくりの機運の醸成につながった。また、既存の団体の活動に刺激を受けた他の団体が新しい実績をあげるなど、地域の力を引き出す補助制度として認識が高まってきている。
- ・鳥取力実践団体登録制度により、283団体(平成27年1月15日現在)の登録を行うとともに、各登録団体の活動内容を鳥取力サイトに掲載し、情報発信や活動団体間の交流を促進した。
- ・鳥取力創造運動PR事業では、県内各地の地域づくり活動の代表例を新聞紙面、ホームページ等で紹介し、県民への啓発や活動団体のモチベーションの高まりを図った。
- ・鳥取力創造まつりでは、活動団体の紹介コーナーの設置や交流会等を行うとともに、鳥取力創造運動活動表彰で他団体の活動のモデルとなる優良事例の表彰を行い、活動団体が自らを発信し、交流する契機として有効な場となっている。

#### (2) 改善点

- ・みんなですすめる鳥取力！支援事業(仮称)を新設し、地域内の活動団体をネットワーク化しサポートする組織を支援することで、単体(点)からネットワーク(線・面)へ、より厚みのある地域づくり活動や、地域のことは地域で解決する自主性、相互扶助の促進を図る。
- ・鳥取力創造運動推進委員会を充実し、補助金等の審査に限らず地域づくり現場視察も含め定期的に意見・助言を受ける機会を設定する。
- ・鳥取力創造まつり推進委員会を新たに設け、地域づくり関係者や関心を持つ県民に参画いただき、内容の充実と広範な主体の協働を推進する。



平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7071）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり県民活動活性化センター事業	68,413	59,398	9,015			(基金繰入金) 67,792	621	
トータルコスト	86,273千円（前年度：77,198千円）[正職員：2.3人]							
主な業務内容	委託事務の実施、各種連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	総合ボランティアバンクを開設するほか、県民のボランティア参加やNPO、自治組織等の支援体制を構築し、県民参画による活動を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成27年は「地方創生元年」であり、真に地方を創生していくには、県民が主体的に地域の抱える課題に取り組んでいくことが重要である。

この県民による主体的な活動を活性化していくためには、専門的な支援、人材の育成と各主体のネットワーク化が欠かせないことから、これに資する事業をとっとり県民活動活性化センターに委託して実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内 容
「とっとり県民活動活性化センター」への委託	(58,777) 67,792	<p>①ボランティア活動支援事業 4,262千円(4,991)</p> <p>地方創生にあたり県民の主体的な活動が促進されるよう、県民の社会参画機会の創出、促進する事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア受入促進事業 487千円【新規】 ボランティアの受入団体が、ボランティアの力を最大限に活用して成果を生むための「ボランティアマネジメント研修」を開催</li> <li>・社会人ボランティア（プロボノ）推進事業 1,696千円 【拡充】地元の社会人ボランティア人材を発掘</li> <li>・子ども・若者ボランティア企画助成事業 734千円 【拡充】10代全般、高校生・大学生まで助成対象を拡大</li> <li>・ボランティア支援ネットワーク事業 1,027千円</li> <li>・ボランティア参加促進事業 318千円</li> </ul> <p>②地域づくり活動支援事業 3,004千円(3,800)</p> <p>地方創生に資する地域づくりが継続・発展するよう、先進事例視察に要する経費の補助、情報発信等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携促進事業 1,120千円【新規】 市町村や地域づくり団体と連携して研修・交流する「まちづくり交流会」やテーマを決めて多様な主体が参加し議論する「地域円卓会議」等を開催</li> <li>・地域づくり研修企画補助事業 630千円 【拡充】地域づくり団体等が企画する研修会や県内外の先進事例の視察経費を補助対象に追加</li> <li>・地域づくり活動ノウハウ提供事業 111千円</li> <li>・地域づくり研修参加促進事業 627千円</li> <li>・鳥取カトップランナー輩出事業 516千円</li> </ul> <p>③NPO活動支援事業 7,421千円(6,491)</p> <p>NPOの育成、活動基盤の強化を図るため、基盤強化研修、実態把握、専門家派遣等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOネットワーク構築事業 1,397千円【新規】 東部、中部、西部毎にセンターが触媒となってNPO等が参加</li> </ul>

		<p>する実行委員会を立ち上げて「NPO交流会」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO組織基盤強化事業 715千円</li> <li>【拡充】会費、寄附等の参加型の支援収入の増加を促進する研修を実施</li> <li>・NPO経営実態把握事業 517千円</li> <li>【拡充】適正な法人運営のためのチェックシートを作成</li> <li>・専門家・アドバイザー派遣事業 444千円</li> <li>【拡充】NPO等活動経験者を地域・分野のアドバイザーとして登録</li> <li>・NPO支援力強化事業 350千円</li> <li>・認定・条例個別指定取得推進事業 349千円</li> <li>・NPO事務力強化事業 1,519千円</li> <li>・非営利公益活動広報補助金交付事業 2,130千円</li> </ul> <p>④共通支援事業 5,564千円(5,743)</p> <p>県民活動に共通する課題に対応するため、きめ細かな相談体制の整備、情報発信等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【新規】各圏域センター機能強化事業</li> <li>※事業費は他事業「みんなで地方創生事業」のとっとり創生支援センター（仮称）設置経費で要求（4,331千円）</li> <li>県と協働して拠点機能を充実強化（東部西部に職員1名常駐）し、圏域内の相談対応、団体間・他分野機関とのネットワーク構築支援等を実施</li> <li>・【新規】社会的ビジネス支援事業</li> <li>※事業費は他事業「相談対応・出前相談事業」（298千円）、「NPOネットワーク構築事業」（1,397千円）で要求</li> <li>コミュニティビジネスや一般・公益法人の現状把握・調査を実施</li> <li>社会的起業を含む非営利法人全般を対象とした講座を実施</li> <li>・民間協働型活動支援事業 902千円</li> <li>【拡充】企業との協働や県内外の支援団体との連携を強化した、NPO等の資金調達支援プログラムを実施</li> <li>・相談対応・出前相談事業 298千円</li> <li>・助成金活用促進事業 787千円</li> <li>・情報集積・発信事業 3,577千円</li> </ul>
標準事務費	(621) 621	
計	(59,398) 68,413	

<センターの概要>

- ・所在地：鳥取県倉吉市
- ・代表者：理事長 山根到（非常勤）
- ・役員：評議員5名、理事長他理事8名、監事2名
- ・事務局体制：毛利葉センター常務理事兼事務局長他、常勤3名、非常勤1名の合計5名  
→平成27年度から、常勤5名（1名増）、非常勤2名（1名増）の合計7名体制
- ・支援部門：ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 取組状況

- ・鳥取県及び県内全19市町村から出えんにより、平成26年1月23日に、一般財団法人とっとり県民活動活性化センターを設立した。
- ・ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動に係る各種相談に対応するほか、ふるさとプロボノ事業、鳥取カトップランナー輩出サポート事業、リーダー人材養成事業、NPO事務力向上事業、情報誌発行事業等を実施した。

(2) 改善点

- ・平成27年度は、地方創生への地域での取組みを支援するため県と協働して拠点機能を充実強化（東部西部に職員1名常駐）し、よりNPO団体等と密接な関係を築き、団体の元気づくり、団体間のネットワーク化を図る。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

鳥取力創造課(内線:7070)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり県民の日総合推進事業	1,433	985	448				1,433	
トータルコスト	10,751千円(前年度10,272千円)[正職員:1.2人]							
主な業務内容	小学生向け小冊子の作成、県民の日広報企画、関連事業の周知、関係機関との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

9月12日「とっとり県民の日」を契機として、県民が鳥取県についてもっとよく知り、ふるさと鳥取に愛着を持つようにするとともに、鳥取の誇りを醸成して、県民の一体感を高めるよう市町村・教育委員会・民間事業者等と連携しながら各種事業を展開する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

内 容	予 算 額
(1) ふるさとに誇りと愛着を持った人材育成(教育委員会との連携実施)	
ア【拡充】学校における「とっとり県民の日」一斉取組の実施 県民の日当日に、県民の日及びその意義が広く伝わるような取組を全ての小中 高校・特別支援学校において一斉に実施(対象を私立学校へも拡大)	-
イ ふるさとについて学ぶ学習の推進 [内容]・鳥取県の成り立ちなどの指導に活用できるように小学生向けの小 冊子を作成 ・児童・生徒等へ鳥取県の歴史や地域の魅力を伝え、ふるさとへの 愛着心を高めるため、専門的な知識を有する講師を学校へ派遣 [対象]小中高校及び特別支援学校の児童、生徒	550
ウ 図書館と連携した取組 県民の日前後に県立図書館、市町村立図書館、学校図書館等で巡回パネル展示 の実施	-
エ 県民の日学校給食の取組 ・学校給食での「県民の日メニュー」の提供 ・地産地消の食材や県民の日の意義等を校内放送で紹介 ・栄養教諭によるふるさとの食の魅力伝える食育指導	-
オ ふるさと鳥取見学(県学)支援事業 県内の小学校が県民の日に関する学習に併せて校外学習等を実施する際の経費 を支援	(1,260) ※教育委員 会で計上
(2) 県庁、各市町村役場等での県民の日啓発の取組 県庁及び各市町村役場等に県民の日のぼりを掲出、庁内放送等で周知	70
(3)【拡充】企業、市町村等と連携した広報展開 ・大型商業施設で開催する県民の日フェアと連携したPR(実施箇所数の増) ・農協、商工会議所等の機関誌及び市町村報やホームページなどへの記事掲載	743
(4) 各種媒体による広報展開 県の広報媒体(テレビCM、新聞広告等)等を活用したPRを実施	-
(5) 県民の日関連事業の実施 県民の日前後に実施する事業を関連事業として周知	-
(6) 体育施設・観光施設等の無料開放・減免 県内各施設に対し、無料開放・入場料減免の協力依頼	70
合 計	1,433

### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・教育委員会・市町村・民間事業者等と連携して、効果的、戦略的な取組を実施した。
- ・事業の効果測定を行うため、県政参画電子アンケート及び学校アンケートを実施した。
- ・アンケートの結果等を踏まえながら、引き続き様々な取組を実施するように、教育委員会・市町村・民間事業者等と連携していく。

＜県政参画電子アンケート＞ ※（ ）は、前回（平成21年度）実施した際の数値。

- (1) 県民の日の認知度
- |        |               |
|--------|---------------|
| 知っていた  | 52.2% (34.4%) |
| 知らなかった | 47.8% (65.6%) |
- (2) 関連事業等の認知度及び参加実績
- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 関連事業や施設の無料開放を認知していたのは | 40.7% (33.5%) |
| うち、知っており、参加・利用したことがある | 8.7% (7.6%)   |

＜児童・生徒アンケート＞

- (1) 県民の日の認知度
- 55%の児童・生徒が県民の日を認知していた。  
地域別では、東部より西部の認知度が高かった。
- (2) 県民の日を知ったきっかけ
- 学校で教えてもらった：74.3%、テレビ・ラジオで聞いた：20.5%、  
家族から教えてもらった：17.4%

＜学校アンケート＞

- (1) 一斉取組は、全ての学校で実施されており、朝礼時等を利用して担任から県民の日について説明、鳥取県にちなんだクイズの実施が多かった。
- (2) 県民の日に公立学校を休業日とすることに賛成：25.6%、反対：41.9%
- 賛成の理由：児童・生徒が県民の日を覚えやすくなる、関連事業に参加しやすくなる  
反対の理由：県民の日に関係する内容を授業で取り入れたりした方がより効果的  
9月は祝日や運動会といった行事も多く授業時間の確保が難しい

平成27年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費  
 1項 労政費  
 1目 労政総務費

鳥取力創造課 (内線:7070)  
 (単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
シルバー人材センター活性化事業	9,033	8,895	138				9,033	
トータルコスト	10,586千円 (前年度 10,443千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払い、団体指導、公益認定等業務							
工程表の政策目標(指標)								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要                      高齢者の仕事を通じた生きがいづくり、活力ある地域社会づくりに重要な役割を果たすシルバー人材センターを支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会に対する助成                      安全就業研修会や就業開拓事業等を実施する公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会に対し、助成を行う。(9,007千円)                      (拡充) 安全・適正就業推進事業【安全パトロール及び適正就業指導員】                      これまでの安全パトロールに加え、来年度から各シルバー人材センターが実施することになる「派遣事業」が適正に実施されるよう、各シルバー人材センター及び各事業所を定期的に巡回し、派遣事業の適正な実施を指導監督する。</p> <p>(2) シルバー人材センターに対する助言指導等 (26千円)</p>								

平成27年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（未来づくり推進局）

(単位：千円)

款 項 目 節	2 款 総 務 費								
	うち未来づくり推進局								
	1 項 総務管理費						2 項 企 画 費		
			1 目 一般管理費	3 目 広 報 費	4 目 文書費		1 目 企画総務費	2 目 計画調査費	
1 報 酬	507,921	19,822	15,294	2,126	12,574	594	4,528	80	4,448
2 給 料	2,900,796	173,853	173,853	173,853					
3 職員手当等	4,800,703	88,689	88,689	88,689					
4 共 済 費	1,098,660	64,161	63,910	61,913	1,997		251		251
5 災 害 補 償 費	500								
6 恩給及び退職年金	21,787								
7 賃 金	35,262								
8 報 償 費	280,565	5,926	4,186		4,186		1,740		1,740
9 旅 費	244,053	15,225	4,762	1,000	3,500	262	10,463	3,480	6,983
費用弁償	26,384	3,860	674		599	75	3,186	49	3,137
普通旅費	175,762	9,342	3,142	1,000	1,957	185	6,200	3,431	2,769
特別旅費	41,907	2,023	946		944	2	1,077		1,077
10 交 際 費	3,600								
11 需 用 費	552,756	39,198	34,841	1,500	33,221	120	4,357	1,632	2,725
12 役 務 費	581,707	155,891	149,991	2,900	147,064	27	5,900	4,210	1,690
13 委 託 料	4,974,235	198,509	122,230		122,230		76,279	1,000	75,279
14 使用料及び賃借料	630,027	16,121	10,135	400	9,715	20	5,986	3,586	2,400
15 工事請負費	1,194,987								
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	236,628	785	785		785				
19 負担金、補助及び交付金	7,973,790	119,312	27,996		27,926	70	91,316	35,796	55,520
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000								
23 償還金、利子及び割引料	185,000								
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金	134,053	6,877					6,877		6,877
26 寄 付 金									
27 公 課 費	267								
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	26,360,297	904,369	696,672	332,381	363,198	1,093	207,697	49,784	157,913
財 国 庫 支 出 金	1,909,555								
源 地 方 債	479,000								
内 そ の 他	2,621,759	133,454	1,718	10	1,478	230	131,736		131,736
訳 一 般 財 源	21,349,983	770,915	694,954	332,371	361,720	863	75,961	49,784	26,177

平成27年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (未来づくり推進局)

(単位:千円)

節 款 項 目	5 款 労 働 費				未 来 づ くり 推 進 局 計 合
	うち未来づくり推進局				
	1 項 労 政 費			1 目 労 政 総 務 費	
1 報 酬	178,048				19,822
2 給 料	173,853				173,853
3 職 員 手 当 等	89,985				88,689
4 共 済 費	85,861				64,161
5 災 害 補 償 費					
6 恩 給 及 び 退 職 年 金					
7 賃 金					
8 報 償 費	215,927				5,926
9 旅 費	18,751				15,225
費用 弁 償	9,872				3,860
普 通 旅 費	5,400				9,342
特 別 旅 費	3,479				2,023
10 交 際 費	50				
11 需 用 費	41,705	26	26	26	39,224
12 役 務 費	12,476				155,891
13 委 託 料	1,481,771				198,509
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	54,675				16,121
15 工 事 請 負 費					
16 原 材 料 費					
17 公 有 財 産 購 入 費					
18 備 品 購 入 費	3,257				785
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	128,273	9,007	9,007	9,007	128,319
20 扶 助 費	301				
21 貸 付 金					
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金					
23 債 還 金、利 子 及 び 割 引 料					
24 投 資 及 び 出 資 金					
25 積 立 金	3,600				6,877
26 寄 付 金					
27 公 標 費	51				
28 繰 出 金					
予 備 費					
計	2,488,584	9,033	9,033	9,033	913,402
財 源					
内 國 庫 支 出 金	989,320				
地 方 債					
内 そ の 他	480,659				133,454
財 源 一 般 財 源	1,018,605	9,033	9,033	9,033	779,948

節 の 明 細

	金額(千円)等
<b>2款 総務費</b>	
<b>1項 総務管理費</b>	
<b>1目 一般管理費</b>	
報酬	非常勤職員 1人
給料	一般職員 47人
<b>3目 広報費</b>	
報酬	非常勤職員 6人
	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査会審査員 5人
	附属機関審査委員 2人
負担金、補助及び交付金	鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金 26,726
	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金 1,200
<b>4目 文書費</b>	
報酬	鳥取県情報公開審議会委員 5人
	鳥取県個人情報保護審議会委員 5人
負担金、補助及び交付金	「情報公開・個人情報保護をめぐる法実務」参加負担金 70
<b>2項 企画費</b>	
<b>1目 企画総務費</b>	
報酬	鳥取・島根広域連携協働事業審査委員会委員 4人
負担金、補助及び交付金	全国知事会負担金 7,898
	中国地方知事会負担金 1,282
	関西広域連合負担金 23,556
	近畿ブロック知事会負担金 250
	日本海沿岸地帯振興連盟負担金 600
	分権型政策制度研究センター負担金 400
	関西地域振興財団(大阪湾ベイエリア開発推進機構)負担金 1,750
	人口減少に立ち向かう自治体連合負担金 10
	日本NPOセンター会費 50
<b>2目 計画調査費</b>	
報酬	非常勤職員 1人
	県政顧問 13人
	県政アドバイザースタッフ 28人
	パートナー県政推進会議委員 14人
	総合教育会議委員 6人
	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査会委員 5人
	鳥取力創造運動推進委員会委員 10人
負担金、補助及び交付金	中国地方総合研究センター負担金 450
	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金 16,000
	鳥取力創造運動支援補助金 35,500
	鳥取力創造まつり開催事業費補助金 3,570
積立金	鳥取力創造運動推進基金積立金 6,877
<b>5款 労働費</b>	
<b>1項 労政費</b>	
<b>1目 労政総務費</b>	
負担金、補助及び交付金	(公社)鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金 9,007







<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政手続条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 行政手続法の一部が改正され、法令違反の是正のために法令に基づく処分を求める手続が設けられるとともに、国の行政機関に対し行政指導の中止又は実施を求める手続が設けられること等に鑑み、条例等に基づく処分及び県の行政機関が行う行政指導について同様の手続を設けるものである。</p> <p>2 概 要 (1) 「処分等の求め」の新設 何人も、法令又は条例等違反の是正のための処分（条例等に基づくものに限る。）又は行政指導がされていないと预料するときは、その権限を有する行政機関に対し当該処分又は行政指導（その根拠が法令又は条例等に置かれているものに限る。以下同じ。）をすることを求めることができるものとし、この求めがあった場合においては、当該行政機関は調査を行ってその結果を通知するとともに、必要があるときは当該処分又は行政指導をしなければならないこととする。</p> <p>(2) 「行政指導の中止等の求め」の新設 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者は、当該行政指導をした行政機関に対し行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、この求めがあった場合においては、行政機関は調査を行ってその結果を通知するとともに、必要があるときは行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととする。</p> <p>(3) 「行政指導の際の教示義務」の新設 行政指導を行う者は、その相手方に対し、次の事項を示さなければならないこととする。 ア 処分をする権限を示して行う行政指導にあつては、当該権限を行使し得る根拠 イ 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導にあつては、当該行政指導の根拠</p> <p>(4) その他所要の規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成27年4月1日</p> <p>【参考】 ア 「行政手続法」 法令による処分・届出及び国の機関が行う行政指導に関し、共通して遵守すべき事項等を定める法律 イ 「行政手続条例」 条例等による処分・届出及び県の機関が行う行政指導に関し、共通して遵守すべき事項等を定める条例 ウ 「処分」 処分その他公権力の行使に当たる行為（許可・認可・免許・承認・認定・決定等） エ 「行政指導」 行政目的の実現のため作為・不作為を求める行為で処分以外のもの（指導・助言・勧告・要請・勧奨等）</p>

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例案

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 行政指導（第31条—<u>第35条の2</u>）</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の3）</u></p> <p>第5章・第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 知事等 知事、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項その他の法令の規定により<u>処分をする権限を与えられた機関</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 申請 <u>条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</u></p> <p>(6) 不利益処分 知事等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 行政指導（第31条—<u>第35条</u>）</p> <p>第5章・第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 知事等 知事、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項その他の法令の規定により<u>これらの権限に属する事務の委任を受けた者</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 申請 <u>次のいずれかの行為に該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているもの</u></p> <p><u>イ 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。）の交付を求める行為</u></p> <p>(6) 不利益処分 知事等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p>

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(7) 行政指導 行政機関（県の機関（議会を除く。）をいう。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって法第2条第2号に規定する処分に該当しないものをいう。

(8) 事前協議 法第2条第3号に規定する申請に先立ち、当該申請を予定する者（以下「申請予定者」という。）が当該申請の内容の適否について行政機関の応答を求めるために行う協議をいう。

(9) 届出 知事等に対し一定の事項の通知をする行為（法第2条第3号に規定する申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法令上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) 議会の議決によって若しくは議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(9) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(7) 行政指導 行政機関（県の機関（議会を除く。）をいう。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分（その根拠となる規定が法律及び法律に基づく命令に置かれているものを含む。）に該当しないものをいう。

(8) 事前協議 申請に先立ち、申請を予定する者（以下「申請予定者」という。）が当該申請の内容の適否について行う協議をいう。

(9) 届出 知事等に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を

確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

(10) 略

(11) 略

(複数の行政庁が関与する処分等)

第11条 知事等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する法第2条第3号に規定する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の法第2条第3号に規定する申請に対する同条第2号に規定する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、知事等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

3 一の事由に基づき複数の行政庁への法第2条第3号に規定する申請が必要となる場合について、知事等は、当該申請の際の負担の軽減を図るため、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の必要な措置を講ずるものとする。

(申請に関連する行政指導)

第32条 法第2条第3号に規定する申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第33条 法第2条第3号に規定する許認可等をする権限又は同号に規定する許認可等に基づく同条第2号に規定する処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第34条 略

を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

(9) 略

(10) 略

(複数の行政庁が関与する処分等)

第11条 知事等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、知事等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

3 一の事由に基づき複数の行政機関への申請が必要となる場合について、知事等は、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の申請の際の負担の軽減を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(申請に関連する行政指導)

第32条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第33条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第34条 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、  
行政機関が法第2条第3号に規定する許認可等をする  
権限又は同号に規定する許認可等に基づく同条第  
2号に規定する処分をする権限を行使し得る旨を示  
すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を  
示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（そ  
の根拠となる規定が法令に置かれているものに限  
る。）に携わる者は、その相手方に対して、次に掲  
げる事項を示さなければならない。

(1) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該行政指導が前号の要件に適合する理由

4 行政指導が口頭でなされた場合において、その相  
手方から前3項に規定する事項を記載した書面の交  
付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、  
行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければ  
ならない。

5 略

(事前協議の処理に関する異議)

第34条の3 事前協議の申入れをした者は、当該事前  
協議の処理に関し異議があるときは、行政機関に対  
し、その旨を申し出て、当該事前協議に対する適否  
の応答その他必要な措置を講ずることを求めること  
ができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書  
を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居  
所

(2) 当該事前協議の内容

(3) 当該事前協議の処理に関する異議の趣旨及び  
理由

(4) その他参考となる事項

3 行政機関は、第1項の規定による申出を受けたと  
きは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をし  
た者に対し通知するとともに、その結果に基づき必  
要があると認めるときは、当該事前協議に対する適  
否の応答その他適切な措置を講ずるものとする。

(複数の者を対象とする行政指導)

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に  
該当する複数の者に対し行政指導をしようとする

2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相  
手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付  
を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、  
行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければ  
ならない。

3 略

(事前協議の処理に関する異議)

第34条の3 前条第2項の事前協議の申入れをした者  
は、当該事前協議の処理に関し異議があるときは、  
行政機関の長に対し異議の申出を行うことができ  
る。

2 行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を  
受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な  
措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議  
を申し出た者に対し回答するものとする。

(複数の者を対象とする行政指導)

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に  
該当する複数の者に対し行政指導をしようとする

きは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項（以下「行政指導指針」という。）を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

#### （行政指導の中止等の求め）

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講ずることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する知事等又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

きは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。



- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居  
所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条  
項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると  
思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 知事等又は行政機関は、第1項の規定による申出  
があったときは、必要な調査を行い、その結果を当  
該申出をした者に対し通知するとともに、その結果  
に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は  
行政指導をしなければならない。ただし、当該申出  
をした者以外のものの正当な利益を害するおそれ  
があると認められる場合は、当該申出をした者に対し  
通知することを要しない。

(写しの交付)

第37条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準又  
は行政指導指針を記載した書面の写しの交付を必要  
とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2～6 略

(県民の意見の聴取)

第38条 知事等は、審査基準、標準処理期間及び処分  
基準を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止し  
ようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴く  
よう努めるものとする。

2 略

3 行政機関は、行政指導指針を定め、又はこれを変  
更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじ  
め、県民の意見を聴くよう努めるものとする。

(書類の提出者への教示等)

第39条 知事等又は提出先機関若しくは条例等により  
届出の提出先とされている県の機関(知事等を除く。  
以下「届出先機関」という。)は、当該知事等又は  
提出先機関若しくは届出先機関に申請又は届出に必  
要な書類の提出をしようとする者又は提出をした者  
(以下「提出者」という。)に対し、提出された書  
類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第  
2号)第2条第2項又は鳥取県議会情報公開条例(平

(写しの交付)

第37条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準を  
記載した書面又は第35条の規定により定めた事項を  
記載した書面の写しの交付を必要とする者は、当該  
写しの交付を求めることができる。

2～6 略

(県民の意見の聴取)

第38条 知事等は、審査基準、標準処理期間及び処分  
基準並びに第35条に規定する複数の者を対象とする  
行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、  
又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとする  
ときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう努め  
るものとする。

2 略

(書類の提出者への教示等)

第39条 知事等又は提出先機関は、当該知事又は提出  
先機関に書類の提出をしようとする者又は提出をし  
た者(以下「提出者」という。)に対し、提出され  
た書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条  
例第2号)第2条第2項に規定する公文書として同  
条例による開示の請求の対象となることを教示する  
ものとする。ただし、書類が郵送その他の持参によ  
らない方法により提出された場合であって教示をす

成12年鳥取県条例第59号)第2条に規定する公文書としてこれらの条例による開示の請求の対象となることを教示するものとする。ただし、書類が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示をするために別に費用を要するときは、この限りでない。

2 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、前項ただし書に該当する場合であっても、提出された書類の補正を命ずるときその他の提出者に対する連絡を行うときは、当該提出者に対し同項本文に定める事項を教示するよう努めるものとする。

3 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、提出を求める書類は事務に必要な最小限の範囲のものとするに留意するとともに、提出者の求めに応じ、当該書類の提出を求める理由を示すものとする。この場合において、提出者は、当該書類を提出する必要性がないと料するときは、知事等又は提出先機関若しくは届出先機関に対し、その旨を申し出ることができる。

4 前項後段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該申請又は届出の根拠となる条例等の条項

(3) 当該書類を提出する必要性がないと料する理由

(4) その他参考となる事項

5 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、第3項後段の規定による申出を受けたときは、当該申出の内容を検討し、当該検討の結果を当該申出をした者に対し回答するとともに、必要があると認めるときは、書類の提出を要しないことその他適切な措置を講ずるものとする。

(条例の教示)

第40条 知事等、提出先機関、届出先機関、主宰者又は行政指導に携わる者は、必要に応じ、申請をしようとする者、申請者、不利益処分の名宛人となるべき者、名宛人若しくは関係人、行政指導の相手方又は届出をしようとする者に対しこの条例の内容を教示するよう努めるものとする。

(補助金等へのこの条例の適用)

第41条 条例等に基づく補助金、交付金その他の給付金(相当の反対給付を受けないものに限る。)又は貸付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

ために別に費用を要するときは、この限りでない。

2 知事又は提出先機関は、前項ただし書に該当する場合であっても、提出された書類の補正を命ずるときその他の提出者に対する連絡を行うときは、当該提出者に対し同項本文に定める内容を教示するよう努めるものとする。

3 知事等又は提出先機関は、提出を求める書類は事務に必要な最小限の範囲のものとするに留意するとともに、提出者の求めに応じ、当該書類の提出を求める理由を示すものとする。この場合において、提出者は、当該書類を提出する必要性がないと料するときは、知事等又は提出先機関に対し、その旨を申し出ることができる。

4 知事等又は提出先機関は、前項後段の規定による申出を受けたときは、当該申出の内容を検討の上、当該検討の結果を当該申出をした者に対し回答するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

(条例の教示)

第40条 知事等、提出先機関、主宰者又は行政指導に携わる者は、必要に応じ、申請をしようとする者、申請者、不利益処分の名あて人となるべき者、名あて人若しくは関係人、行政指導の相手方又は届出をしようとする者に対しこの条例の内容を教示するよう努めるものとする。

(補助金等へのこの条例の適用)

第41条 条例等に基づく鳥取県補助金等交付規則第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1

る法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。以下この条において「補助金等」という。）に係る次に掲げる行為は、処分とみなして、この条例の規定を適用する。

(1) 補助金等の交付又は貸付けの決定

(2) 補助金等の交付又は貸付けの決定を取り消し、若しくは変更し、又はその額を変更する行為

(3) 補助金等の交付又は貸付けの対象となる事業の内容等の変更を承認する行為

(法律等に基づく処分等に関する措置)

第42条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者、法第17条第1項に規定する主宰者又は法令により法第2条第7号に規定する届出の提出先とされている県の機関（知事等を除く。）は、同条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出（法令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。）について、第6条の2、第9条第3項、第39条又は第40条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民からの依頼に対する対応)

第43条 行政機関は、県民（県民を構成員とする団体等を含む。）から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、物品等の借用の依頼その他これらに類する依頼（法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出に該当するものを除く。）に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 依頼に応じないことに異議があるときは異議の申出を行うことができる旨及び当該申出を行うべき行政機関の名称

2 略

3 第1項の規定により教示を受けた者は、行政機関が同項の依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3号に規定する行政機関に対し異議の申出を行うことができる。

4 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書

項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。）に係る行為は、処分、行政指導又は届出とみなして、この条例の規定を適用する。

(法律等に基づく処分等に関する措置)

第42条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者又は法第17条第1項に規定する主宰者は、法第2条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出のうち第2条第4号に規定する処分又は同条第8号に規定する届出に該当するもの以外のもの（法その他の法律又は法律に基づく命令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。）について、第6条の2、第9条第3項、第39条又は第40条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民からの依頼に対する対応)

第43条 知事等は、県民（県民を構成員とする団体等を含む。）から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、県の施設又は設備の使用の依頼その他これらに類する依頼（法第2条第3号に規定する申請、第2条第5号に規定する申請、法第2条第7号に規定する届出及び第2条第9号に規定する届出に該当するものを除く。）に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 依頼に応じないことに異議があるときに、その異議を申し出ることのできる行政機関の名称

2 略

3 第1項の規定により教示を受けた者は、知事等が依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3号に規定する行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。

<p>を提出してしなければならない。</p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>当該依頼の内容</u></p> <p>(3) <u>当該依頼に応じるべきであると思料する理由</u></p> <p>(4) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>5 行政機関は、<u>第3項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>4 行政機関の長は、<u>前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鳥取県税条例の一部改正)

2 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(鳥取県行政手続条例の適用除外)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 鳥取県行政手続条例第3条、第4条又は第34条第5項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第4項及び第35条の規定は、適用しない。</p>	<p>(鳥取県行政手続条例の適用除外)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 鳥取県行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。</p>

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正等について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策の検討のために設置した附属機関について、その名称及び調査審議する事項を改める。</p> <p>2 概 要 (1) 改正を行う附属機関とその内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">調査審議する事項</th> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県総合教育会議</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項</td> <td>鳥取県教育協働会議</td> <td>鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 改正の理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）改正に伴い、これまで県の附属機関であった会議を法に基づいた機関として位置付けるため。</p> <p>3 施行期日 平成27年4月1日</p>	改正後		改正前		名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項	鳥取県総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項	鳥取県教育協働会議	鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策に関する事項
改正後		改正前											
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項										
鳥取県総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項	鳥取県教育協働会議	鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策に関する事項										

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例（抜粋）

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

第1条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項	鳥取県教育協働会議	鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策に関する事項
略		略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。